

第 57 問

基礎応用 273 頁、論証集

143 頁

(事案)

Xは、令和4年4月1日、Yを被告として、甲土地の所有権の確認を求める訴えを提起した(以下「第1訴訟」という。)

第1訴訟において、請求棄却判決が確定した。

Xは、令和5年4月1日、Yを被告として、甲土地の所有権に基づき、建物収去土地明渡しを求める訴え(以下「第2訴訟」という。)を提起し、令和2年4月1日にZから甲土地を購入したのだから甲土地の所有者はXであると主張した。

(設問)

裁判所は、第2訴訟において、どのような判決をすべきか。

(参考答案)

1. 既判力は、前訴の確定判決の「主文に包含するもの」、すなわち訴訟物に対する判断についてのみ生じるのが原則である(民事訴訟法 114 条 1 項)。

第 1 訴訟の請求棄却判決(以下「本件前訴判決」という。)の既判力は、第 1 訴訟の基準時における X の甲土地所有権の不存在という判決主文中の判断に生じている。

2. 114 条 1 項に基づく既判力が作用するのは、前訴と後訴の訴訟物が同一・先決・矛盾関係のいずれかに該当する場合である。

第 2 訴訟は甲土地の所有権に基づき建物収去土地明渡しを求めたものであり、X の甲土地所有権の存在を請求原因の一つとするものである。そうすると、第 2 訴訟において第 1 訴訟の訴訟物である X の甲土地所有権が前提問題となっているから、先決関係を理由として、上記 1 の既判力が第 2 訴訟に作用する。

3. 本件前訴判決の既判力は、前訴で対立した「当事者」である X 及び Y を第 2 訴訟において拘束するとともに、第 2 訴訟の裁判所も拘束する。そのため、第 2 訴訟の裁判所は、当事者から X の甲土地所有権の不存在を争うために第 1 訴訟の基準時前の事由が主張された場合にはそれを排斥しつつ、本件前訴判決の主文中の判断に従って、第 2 訴訟の基準時における訴訟物たる X の甲土地所有権に基づく甲土地明渡請求権の存否について審理判断することになる。

X は、請求原因事実における所有権取得原因として、令和 2 年 4 月 1 日に Z から甲土地を購入したのだから甲土地の所有者は X であると主張しているところ、これは本件前訴判決の既判力によって確定されている X の甲土地所有権の不存在を争うために第 1 訴訟の基準時前の事由を主張するものであるから、既判力により遮断される。

したがって、裁判所は、第 1 訴訟の基準時以降における X の甲土地所有権の取得原因事実が主張・立証されない限り、請求原因事実が認められないとの理由から請求を棄却する判決を言い渡すべきである。

以上

第 58 問

(事案)

Xは、甲土地を所有していると主張して、甲土地を占有しているYに対し、所有権に基づき甲土地の明渡しを求める訴えを提起し(以下「前訴」という。)、この訴訟の判決は、Xの請求認容で確定した。

(設問)

Xの請求を認容した前訴の判決が確定し、その執行がされた後、Yは、自分こそが甲土地の所有者であると主張して、Xに対し、所有権に基づき甲土地の明渡しを求める訴えを提起した(以下、この訴訟を「後訴」という。)

後訴において審理判断の対象となる事項は何かについて、論じなさい。

基礎応用 277 頁、論証集

1446 頁、平成 17 年旧司法

試験第 2 問設問 2 参考

(参考答案)

1. 既判力は、前訴の確定判決の「主文に包含するもの」、すなわち訴訟物に対する判断についてのみ生じるのが原則である（民事訴訟法 114 条 1 項）。

前訴の請求認容判決の既判力は、前訴基準時において X の Y に対する甲土地所有権に基づく甲土地明渡請求権が存在するという判決主文中の判断に生じている。

2. 114 条 1 項に基づく既判力が作用するのは、前訴と後訴の訴訟物が同一・先決・矛盾関係のいずれかに該当する場合である。

一物一権主義の下、実体法上、同一不動産について、X・Y 双方の単独所有権を認めることはできない。そうすると、Y の X に対する甲土地所有権に基づく甲土地明渡請求権という後訴の訴訟物は、X の Y に対する甲土地所有権に基づく甲土地明渡請求権が存在するとする前訴確定判決の主文中の判断内容と矛盾する。したがって、矛盾関係を理由として、前訴確定判決の既判力が後訴に作用する。¹⁾

3. そして、後訴に作用する既判力は、前訴で対立した「当事者」である X 及び Y を後訴において拘束するとともに、後訴裁判所も拘束する。そのため、後訴裁判所は、X・Y から前訴基準時前の事由が主張された場合にはそれを排斥しつつ、前訴確定判決の主文中の判断に従って、後訴の基準時における訴訟物の存否について審理判断することになる。 以上

¹⁾ 確かに、基本書で一物一権主義を根拠とする矛盾関係の肯定例として挙げられているのは、X が Y を被告として甲土地所有権の確認訴訟を提起し、認容判決確定後、Y が X を被告として甲土地所有権の確認訴訟を提起したというケースである。また、甲土地所有権に基づく土地明渡請求訴訟では、甲土地の所有権の所在は判決理由中の判断対象であるから、X の甲土地所有権と後訴とを比較して一物一権主義を根拠として矛盾関係を肯定することはできない。

しかし、一物一権主義の下、甲土地について X の単独所有権と Y の単独所有権が併存することはあり得ないから、X の甲土地についての単独所有権の一行使態様である甲土地の明渡請求権と Y の甲土地についての単独所有権の一行使態様である甲土地の明渡請求権も併存し得ないとして、矛盾関係を肯定できると思われる。解析 374 頁でも、本問について「実体法上の一物一権主義を媒介として」との理由から矛盾関係が肯定されている。ここでは、前訴と後訴とを比較する際に、X の甲土地所有権の所在という判決理由中の判断対象（前訴の請求原因事実）を後訴との比較対象として取り上げているのではなく、甲土地の単独所有権に基づくものであるという「訴訟物の性質」にまで踏み込んだうえで前訴と後訴の訴訟物どうしを比較しているのである。

なお、和田 432 頁では、「A の B に対する所有権に基づく引渡請求と B の A に対する所有権に基づく所有権移転登記請求とは、矛盾関係とならない。…既判力の客観的範囲の問題として、それらの請求の所有権についての判断にはそもそも既判力が生じないとされているからである」とある。前訴と後訴とがいずれも明渡請求権である本問とはやや異なるケースに関する記述ではあるものの、前訴と後訴の比較の仕方によっては、矛盾関係を否定する（ひいては、既判力の作用を否定する）という考えもあり得る。ちなみに、争点効が問題となった最判 S44.6.24（百 84）は、前訴の訴訟物が売買契約に基づく明渡請求権（後に提起、先に確定）、後訴の訴訟物が所有権に基づく登記請求権（先に提起、後に確定）という事案に関するものだから、本判決を根拠として所有権に基づく登記請求権（や明渡請求権）どうしは矛盾関係にないと説明することはできない。

なお、①既判力の作用を認める余地があることを指摘して既判力による遮断を説明した上で、②既判力の作用を否定する考えもあることを指摘して争点効による処理も論じる（争点効否定説に立つのであれば、信義則まで論じる）という方法もある。

第 59 問

(事案)

Xは、Yを被告として、甲土地の所有権の確認を求める訴えを提起した(以下「第1訴訟」という。)

第1訴訟では、令和4年3月1日に口頭弁論が終結し、同年5月1日に請求認容判決が言い渡され、この判決が確定した。

Xは、Yを被告として、令和2年3月1日から令和3年9月30日までの間における甲土地の賃料相当額の損害の賠償を求める訴えを提起し(以下「第2訴訟」という。)、請求原因事実として、Xは令和2年3月1日から甲土地の所有権を有していたと主張した(以下「本件主張」という。)

(設問)

第2訴訟において、Yは、本件主張を否認することができるか。

基礎応用 284 頁・2、論証
集 150 頁・2、平成 28 年司
法試験設問 3 参考

(参考答案)

1. 既判力は、前訴の確定判決の「主文に包含するもの」、すなわち訴訟物に対する判断についてのみ生じるのが原則である(民事訴訟法 114 条 1 項)。

第 1 訴訟の請求認容判決の既判力は、第 1 訴訟の基準時において X の甲土地所有権が存在するという判決主文中の判断に生じている。

2. 114 条 1 項に基づく既判力が作用するのは、前訴と後訴の訴訟物が同一・先決・矛盾関係のいずれかに該当する場合である。

第 2 訴訟は、「他人の権利…侵害」(民法 709 条)を基礎づけるものとして X の甲土地所有権の存在を請求原因の 1 つとするものだから、第 1 訴訟の訴訟物である X の甲土地所有権を前提問題とするものである。したがって、先決関係を理由として、第 1 訴訟の判決の既判力が第 2 訴訟に作用する。

3. 第 1 訴訟の判決の既判力は、前訴で対立した「当事者」である X 及び Y を第 2 訴訟において拘束するとともに、第 2 訴訟の裁判所も拘束する。

既判力の作用のうち消極的作用により、後訴において既判力が生じている判断内容を争う主張が遮断される(遮断効)。では、既判力の基準時についてどのように解すべきか。

- (1) 既判力の正当化根拠は前訴での手続保障を前提とする自己責任にあるところ、事実審の口頭弁論終結時までの事由であれば当事者に主張する機会が与えられていたといえるから、これを基礎とした判決について自己責任を問うことが可能である。また、口頭弁論の一体性から弁論はその終結時点で全て等価値のものとして一体として判断される。そこで、既判力の基準時は事実審の口頭弁論終結時であると解する(民事執行法 35 条 2 項参照)。

基礎応用 284 頁 [論点 1]、
論証集 150 頁 [論点 1]

- (2) 第 1 訴訟の判決の既判力は、第 1 訴訟の事実審の口頭弁論が終結した令和 4 年 3 月 1 日時点における X の甲土地所有権の存在について生じているにとどまり、それよりも前の時点である令和 2 年 3 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間における X の甲土地所有権の存在まで確定するものではない。

基礎応用 285 頁 [論点 2]、
論証集 151 頁 [論点 2]

したがって、第 2 訴訟において、Y が令和 2 年 3 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間における X の甲土地所有権の存在を否認することは、第 1 訴訟の判決の既判力が生じている主文中の判断と矛盾するものではないから、既判力によって遮断されず、許される。

以上

第 60 問

基礎応用 286 頁(1)、論証

集 152 頁(1)

(事案)

Xは、Yに対して1000万円の貸金債権（以下「本件債権」という。）を有していたところ、Yが死亡したため、Yの唯一の相続人であるZを被告として、本件債権の支払を求める訴えを提起した（以下「第1訴訟」という。）。

Zは、Xから訴えを提起されるまで本件債権の存在すら知らなかったため、XY間の金銭消費貸借契約の成立を否認するにとどまり、本件債権の消滅原因を抗弁として主張することもなかった。

裁判所は、XY間において金銭消費貸借契約が成立しており、かつ、本件債権の消滅原因もないと判断し、Xの請求を認容する判決を言い渡し、この判決が確定した（以下「本件判決」という。）。Zは、本件判決に従い、Xに対して100万円を支払った。

その後、Zは、Yの友人から、Yが本件債権について弁済をしていたことを知らされたため、Xを被告として、支払った100万の不当利得返還請求をする訴えを提起した（以下「第2訴訟」という。）。

(設問)

第2訴訟において、ZがYの弁済の事実を主張することは許されるか。

(参考答案)

1. 既判力は、前訴の確定判決の「主文に包含するもの」、すなわち訴訟物に対する判断についてのみ生じるのが原則である(民事訴訟法 114 条 1 項)。

本件判決の既判力は、第 1 訴訟の基準時における本件債権の存在という判決主文中の判断に生じている。

2. 114 条 1 項に基づく既判力が作用するのは、前訴と後訴の訴訟物が同一・先決・矛盾関係のいずれかに該当する場合である。

第 2 訴訟は、不当利得返還請求訴訟であり、Y の弁済により本件債権が消滅していたことを、X が Z から 100 万円の支払を受けたことによる利得に「法律上の原因」の不存在を基礎づける事実として主張するものであるから、第 1 訴訟の訴訟物である本件債権を前提問題とするものである。したがって、先決関係を理由として、本件判決の既判力が第 2 訴訟に作用する。

3. 本件判決の既判力は、前訴で対立した「当事者」である X 及び Z を第 2 訴訟において拘束するとともに、第 2 訴訟の裁判所も拘束する。

既判力の作用のうち消極的作用により、後訴において前訴基準時前の事由を主張して既判力が生じている判断内容を争うことができなくなる(遮断効)。

Z は、第 1 訴訟の基準時前の事由である Y の弁済という事実を主張して、既判力が生じている本件債権の存在という本件判決の主文中の判断内容を争っているのだから、Z による Y の弁済の事実の主張は既判力により遮断されるのが原則である。

4. もっとも、Z は、第 1 訴訟の判決確定後に、Y の友人から Y の弁済の事実を知らされているため、第 1 訴訟の基準時までには Y の弁済の事実を認識できていなかった。そこで、例外的に、Z が Y の弁済の事実を主張できることにならないか。

- (1) 既判力の正当化根拠は、前訴で手続保障が与えられていた事由については、前訴で提出しておくべきであったという自己責任が生じることにある。

そこで、基準時前の事由であっても、前訴で提出することに期待可能性がなかったものについては、前訴で手続保障が与えられておらずその不提出について自己責任が生じないため、既判力により遮断されないと解する。

- (2) Z は、Y の死亡後、X から訴えを提起されるまでは本件債権の存在すら知らなかったのだから、Y の生前に Y に対して弁済の事実を確認する余地はない。また、弁済の事実を客観的に証明できる受取証書等が存在するような事情も見当たらないから、Z は、第 1 訴訟の口頭弁論終結時までに受取証書等から弁

基礎応用 186 頁 [論点 3]、

論証集 152 頁 [論点 3]

済の事実を認識することもできない。そうすると、Zが第1訴訟の口頭弁論終結時までに弁済の事実を認識して抗弁として主張することには期待可能性がなかったといえる。

したがって、Zが弁済の事実を主張することは既判力によって遮断されず、許される。 以上

第 6 1 問

(事案)

Xは、Yを被告として、100万円の代金債権の支払を求める訴えを提起し(以下「前訴」という。)、Xの請求を認容する判決が言い渡され、この判決が確定した(以下「本件前訴判決」という。)

その後、Yは、Xに100万円を支払うことなく、Xによる強制執行を阻止するために、請求異議の訴えを提起して、異議事由として、前訴の基準時前に弁済期が到来している貸金債権を自働債権とする相殺を主張した。

(設問)

Yの請求異議の訴えが認められるかについて、論じなさい。

基礎応用 286 頁(2)、論証
集 152 頁(2)、昭和 62 年旧
司法試験第 2 問設問 3 参考

(参考答案)

1. 既判力は、前訴の確定判決の「主文に包含するもの」、すなわち訴訟物に対する判断についてのみ生じるのが原則である(民事訴訟法 114 条 1 項)。

本件前訴判決により、前訴基準時における X の Y に対する 100 万円の代金債権の存在という主文中の判断に既判力が生じている。

2. 前訴判決の既判力は請求異議の訴えに作用するから、請求異議の訴えにおける原告が、異議事由として、前訴基準時である前訴事実審口頭弁論終結時よりも前の事由を主張することは、前訴判決の既判力の消極的作用により遮断されるのが原則である。

Y は、異議事由として、前訴の基準時前に弁済期が到来している貸金債権を自働債権とする相殺を主張しており、これは前訴の基準時前に相殺適状にあった相殺権の行使として基準時前の事由の主張に当たる。そうすると、Y の相殺の主張は既判力により遮断されるとも思える。

しかし、以下の理由から、Y の相殺の主張は例外的に既判力により遮断されない。

- (1) 確かに、相殺権の行使が既判力により遮断されても被告は反対債権を失うわけではないから、例外的に基準時後の相殺権の行使を認める必要はないようにも思える。

しかし、既判力の正当化根拠は前訴での手続保障を前提とした自己責任にあるところ、相殺の抗弁を理由とする請求棄却の確定判決には反対債権の喪失という被告の経済的出捐が伴う(114 条 2 項)。

そうすると、被告には前訴で相殺権を行使することを必ずしも期待できず、自己責任を問えるだけの手続保障が与えられているとは言い難い。

そこで、基準時前に相殺適状に達していた相殺権を基準時後に行使することは、既判力により遮断されないと解する。

- (2) したがって、Y の相殺の主張は既判力により遮断されない。

Y の主張する相殺が要件(民法 505 条以下)を満たすのであれば、Y の相殺の主張が認められ、ひいては Y の請求異議の訴えが認められる。

以上

基礎応用 287 頁 [論点 6]、
論証集 153 頁 [論点 6]

第 6 2 問

基礎応用 289 頁(3)、論証
集 154 頁(3)、令和 2 年予
備試験設問 2 参考

(事案)

X は、横断歩道を歩行していたところ、車両用の信号機の赤信号を無視して同横断歩道に侵入してきた Y 運転の普通乗用自動車と接触した（以下「本件事故という」）。

X は、本件事故により頭痛の症状が生じ、現在も治療中であり、その治療費用として X が多額の支出をしているため、その支出と通院に伴う慰謝料を求めるために、Y を被告として、不法行為に基づいて、本件事故により被った人的損害として 500 万円の賠償を求める訴えを提起した（以下「第 1 訴訟」という）。

裁判所は、X の請求を全部認容する判決を言い渡し、この判決が確定した（以下「本件判決」という）。

その後、X は、当初訴えていた頭痛だけでなく、手足に強いしびれが生じるようになり、介護が必要な状態となった。

そこで、X は、本件判決後に生じた各症状は本件事故に基づくものであり、後遺症も発生したと主張して、Y を被告として、本件事故の後遺症による逸失利益等の財産的損害及び精神的損害として 1000 万円の賠償を求める訴えを提起した（以下「第 2 訴訟」という）。

(設問)

第 2 訴訟において X の請求が認められるためにどのような根拠付けが可能かについて、X 側の立場から、3 つ論じなさい。

(参考答案)

基礎応用 289 頁 [論点 9]、

論証集 155 頁 [論点 9]

1. 既判力は、前訴の確定判決の「主文に包含するもの」、すなわち訴訟物に対する判断について生じる（民事訴訟法 114 条 1 項）。

第 1 訴訟の訴訟物は、本件事故を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権（以下「本件債権」という。）である。

本件判決の既判力は、本件債権が 500 万円において存在していることについて生じているはずである。

そうすると、本件判決の既判力は訴訟物を第 1 訴訟と同じくする第 2 訴訟に作用し、第 2 訴訟において第 1 訴訟の基準時前の事由たる後遺症による損害の発生を主張することは許されないはずである。

そこで以下では、上記の原則的帰結を踏まえながら、第 2 訴訟において X が後遺症による損害の発生を主張できるとする根拠について説明する。

2. 一部請求理論

(1) 実体法上は債権の分割行使が債権者の自由とされていることからすれば、実体法上の権利の実現過程である民事訴訟においても一部請求を認めるべきである。もっとも、明示がない場合における残債務がないという被告の合理的期待を保護する必要もあるから、一部であることの明示があれば、訴訟物は債権の一部に限定され、確定判決の既判力も債権の一部についてのみ生じると解する。

(2) 後遺症の発生時期及び内容の未確定性からすれば、第 1 訴訟において X が基準時まで顕在化していない後遺症による損害まで請求し、主張・立証することは現実的に極めて困難である。そうすると、第 1 訴訟においては、本件事故による損害のうち基準時までに顕在化しているものだけを請求するという一部請求である明示があった考えるべきである。

このように考えると、第 1 訴訟の訴訟物は本件債権のうち基準時までに顕在化した症状による損害の賠償請求権に限られる一方で、第 2 訴訟の訴訟物が本件債権のうち基準時後に顕在化した後遺症による損害の賠償請求権に限られるから、第 1 訴訟と第 2 訴訟とは、訴訟物が同一関係にあるとはいえない。また、先決関係や矛盾関係も認められないから、本件判決の力は第 2 訴訟に作用しない。

したがって、第 2 訴訟における X の主張は既判力により遮断されず、許される。

3. 後遺症による損害を基準後の事由に位置づける

(1) 既判力が作用する後訴において遮断される主張は基準時前の事由の主張に限られるから、基準時後の事由を主張することは

既判力により妨げられない。既判力は前訴基準時における訴訟物たる権利関係の存否について生じるものであり、基準時後の事由を主張して当該権利関係を争うことは、既判力が生じている基準時における訴訟物たる権利関係の存否についての判決主文中の判断内容と矛盾した主張をすることに当たらないからである。

(2) そうすると、基準時後に顕在化した後遺症による損害を基準時後の事由位置付けるのであれば、仮に第1訴訟と第2訴訟とで訴訟物が同じであるとして前訴判決の既判力が第2訴訟に作用することになるとしても、Xが基準時後に顕在化した後遺症による損害を主張することは既判力により遮断される、許される。

4. 期待可能性による調整

(1) 既判力の正当化根拠は、前訴での手続保障を前提とする自己責任にある。そこで、基準時前の事由であっても、前訴で提出することに期待可能性がなかったものについては、正当化根拠が妥当しないため、既判力により遮断されないと解すべきである。

(2) 基準時後に顕在化した後遺症による損害については、第1訴訟の段階でXが認識していないはずであるし、仮に認識できていたとしてもその詳細が不明瞭である第1訴訟の段階で主張・立証することは極めて困難である。そうすると、基準時後に顕在化した後遺症による損害は、第1訴訟で主張・立証することに期待可能性がないといえるから、既判力により遮断されないと考えることができる。

このように考えると、第1訴訟と第2訴訟とで訴訟物が同じであるとして前訴判決の既判力が第2訴訟に作用し、かつ、基準時後に顕在化した後遺症による損害が基準時前の事由に位置付けられるという見解に立っても、第2訴訟におけるXの主張は例外的に既判力により遮断されず許されることになる。

5. 上記3つの理論構成のいずれかを採用すれば、第2訴訟における基準時後に顕在化した後遺症による損害についてのXの主張が認められるから、当該損害についての立証もなされれば、Xの請求が認められる。 以上

第 6 3 問

(事案)

Xは、横断歩道を歩行していたところ、車両用の信号機の赤信号を無視して同横断歩道に侵入してきたY運転の普通乗用自動車と接触した(以下「本件事故という」)。

Xは、本件事故により頭痛の症状が生じたため、Yを被告として、頭痛による財産的損害及び精神的損害として500万円の賠償を求める訴えを提起し(以下「第1訴訟」という)、その際、本件事故による損害のうち現時点で顕在化している頭痛による損害の賠償だけを求める旨を明示した。

裁判所は、本件事故によって生じた頭痛による損害は300万円であると判断し、Xの請求を300万円の限度で認容する旨の判決を言い渡し、この判決が確定した(以下「本件判決」という)。

その後、Xは、当初訴えていた頭痛だけでなく、手足に強いしびれが生じるようになり、介護が必要な状態となった。

そこで、Xは、Yを被告として、本件事故の後遺症による逸失利益等の財産的損害及び精神的損害として1000万円の賠償を求める訴えを提起した(以下「第2訴訟」という)。

(設問)

第2訴訟においてXの請求が認められるかについて、論じなさい。

基礎応用 289 頁(3)、論証
集 154 頁(3)、令和 2 年予
備試験設問 2 参考

(参考答案)

基礎応用 290 頁 [論点 10]、

1. 既判力との関係

論証集 156 頁 [論点 10]

(1) 既判力は、前訴の確定判決の「主文に包含するもの」、すなわち訴訟物に対する判断について生じる（民事訴訟法 114 条 1 項）。

第 1 訴訟の訴訟物は、本件事故を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権（以下「本件債権」という。）である。

(2) 問題は、第 1 訴訟の訴訟物が本件債権のうち明示された一部限定されるかである。

ア. 実体法上は債権の分割行使が債権者の自由とされていることからすれば、実体法上の権利の実現過程である民事訴訟においても一部請求を認めるべきである。もっとも、明示がない場合における残債務がないという被告の合理的期待を保護する必要もあるから、一部であることの明示があれば、訴訟物は債権の一部に限定され、確定判決の既判力も債権の一部についてのみ生じると解する。

イ. X は、本件事故による損害のうち現時点で顕在化している頭痛による損害の賠償だけを求める旨を明示している。したがって、第 1 訴訟の訴訟物は本件債権のうち基準時まで顕在化した症状による損害の賠償請求権に限られる。

(3) 114 条 1 項に基づく既判力が作用するのは、前訴と後訴の訴訟物が同一・先決・矛盾関係のいずれかに該当する場合である。

第 1 訴訟の訴訟物は上述の通り本件債権の一部であるの対し、第 2 訴訟は訴訟物が本件債権のうち基準時に顕在化した後遺症による損害の賠償請求権に限られる。そうすると、第 1 訴訟と第 2 訴訟とは、訴訟物が同一関係にあるとはいえない。

また、先決関係や矛盾関係も認められないから、本件判決の力は第 2 訴訟に作用しない。

そうすると、第 2 訴訟における基準時後に顕在化した後遺症による損害についての X の主張は、既判力によっては遮断されない。

2. 信義則との関係

もっとも、第 1 訴訟における一部請求についてその一部を棄却する判決が確定しているにもかかわらず残部請求をすることは、信義則によって制限されないか。

(1) 金銭債権の数量的一部請求は、当該債権が存在しその額は一定額を下回らないとの主張によるものであって、特定の債権の一部を請求するものではないから、その当否の判断は債権全部についての審理判断を経て行われるのが通常である。そうすると、このような審理の結果に基づく請求棄却判決は後に請求し

得る残部が存在しないとの判断を示すものにほかならない。そこで、請求棄却判決の確定後に原告が残部請求の訴えを提起することは、特段の事情のない限り、実質的な前訴の蒸し返しとして信義則に反し許されないと解すべきである。

(2) 第1訴訟の基準時までには顕在化していたと主張されている頭痛と、第2訴訟の基準時後に顕在化したと主張されている後遺症とでは、異なる種類の傷害である上、後者が第1訴訟の基準時後に生じたという意味で顕在化時点も大きく異なる。そのため、第1訴訟で訴求された本件債権の一部と第2訴訟で訴求された本件債権の残部とは実質的な発生事由を異にするといえるから、本件債権の残部については実質的に前訴判決での審理・判断を経ていないといえる。したがって、特段の事情が認められるから、第2訴訟における残部請求は信義則によっても制限されない。

3. 以上より、後遺症による損害についての立証もなされれば、Xの残部請求が認められる。 以上

